

就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用にかかる
取扱いについてのQ&A（令和8年3月 vol.1）

Q1 対象となるサービス種別は何ですか。

A1 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型です。

Q2 受給者証にはどのように印字されますか。

A2 「在宅利用可」という文言と、利用開始年月日、利用事業所名が印字されます。

Q3 令和8年10月1日より前から在宅就労支援を利用している場合、受給者証への記載はいつまでに必要ですか。

A3 令和8年10月1日より前から、引き続き同じ事業所での在宅就労支援を実施している利用者については、移行期間が終了する令和9年2月28日までの間は、次回の支給決定期間更新時に記載を受ければ良いものとするため、支給決定期間更新までの間は、受給者証に記載がない場合でも、在宅就労支援の利用が可能です。

しかし、次回の支給決定期間更新前に利用する事業所を変更する場合は、支給決定期間更新を待たずして、受給者証への記載が必要となりますのでご注意ください。

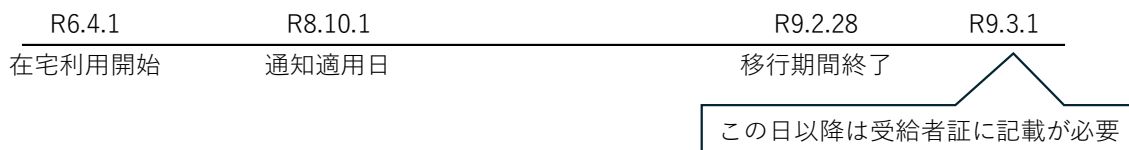
Q4 令和8年9月30日以前から利用している事業所について、事業所の職員が利用者の居宅まで1時間以内に駆け付けられる距離にないことが分かった場合、その事業所は利用できなくなりますか。

A4 移行期間が終了する令和9年2月28日までの間は、次回の支給決定期間更新時または事業所を変更する時（のいずれか到来が早い方）までは、利用可能です。

事業所においては、利用者の障がい福祉サービスの利用に支障が出ることがないように、利用者に対して事前に説明の上、他に利用可能な事業所を案内する等適切な対応をするようにしてください。

また、福岡市内の利用者に対して在宅就労支援を提供する旨を市へ届け出ていた場合であって、今後、福岡市内の利用者に在宅就労支援を実施することが困難な場合は、【様式2】「在宅でのサービス利用にかかる支援開始（変更・終了）届出書」の区分を「終了」にして提出してください。

（例1）適用日から移行期間終了までに更新・事業所変更がない場合



（例2）適用日から移行期間終了までに更新・事業所変更がある場合

